



働く場における男女共同参画と ワーク・ライフ・バランスの推進 (仕事と生活の調和)

男女がともに働き、その能力を社会的に発揮することは人間としての基本的な権利であり、それを保障することは社会の責務でもあります。働く場における男女共同参画の実現に向け、一人ひとりの働く意思を尊重するとともに、個人のライフスタイルに応じたさまざまな活動を個人の希望に沿って展開できるよう、行政だけではなく事業所等も含めた積極的な取り組みが求められます。

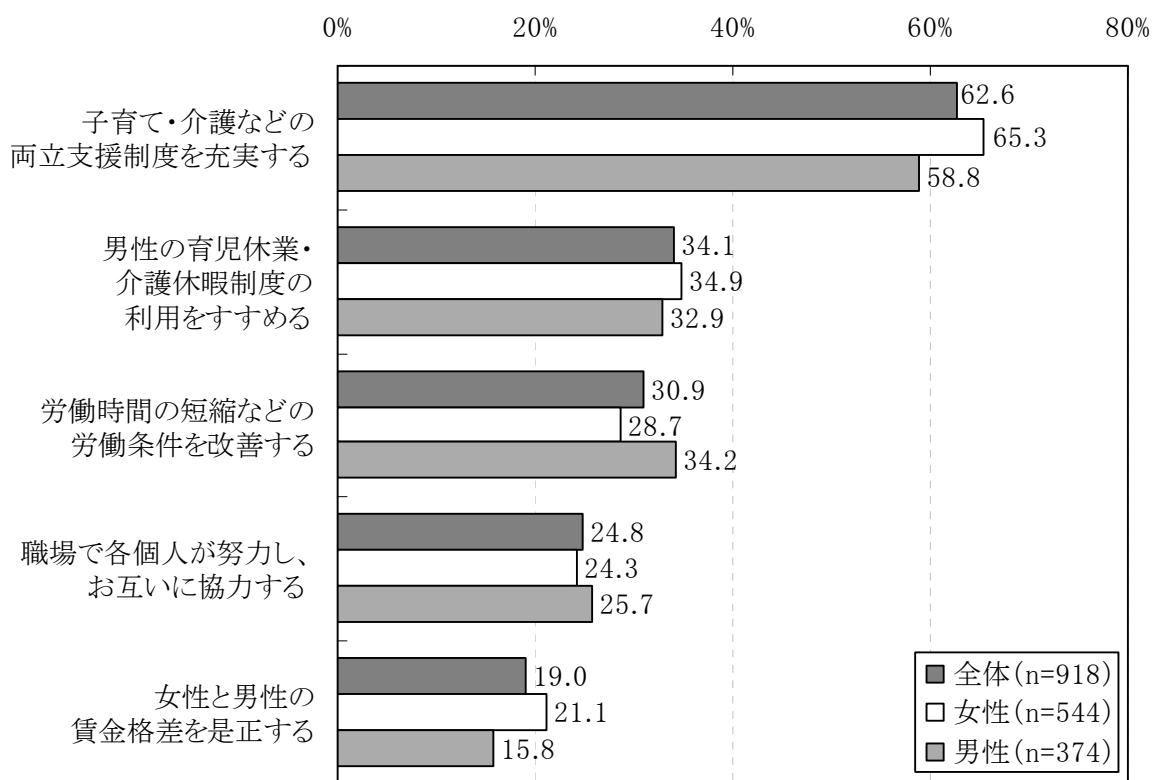
ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや介護、家庭生活、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、めざすべき社会の姿として「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、日本全体でめざしていく大きな方向性が示されています。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事と家庭生活や地域活動を含む社会生活を営むためには、男女が家事・育児・介護等を対等に分かち合う関係づくりと、個人のライフステージやニーズに応じた多様な働き方や暮らし方ができるように、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備が必要です。

1 働く男女の就労環境の整備

- 男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。
 - 働く女性が増加する一方で、固定的な性別役割分担意識が残っており、待遇や就業形態など、職場のさまざまな場面で性別による格差がみられます。
 - 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【女性が働くうえでの障害】については、「仕事と家事育児との両立が難しい」がもっとも多く、【男女が働きやすい環境をつくるために重要なこと】については、「子育て・介護などの両立支援制度を充実する」が多くなっています。
- また、【家庭生活と社会生活の両立】について、男女とも仕事と家庭生活の両方を優先したいと望む一方で、実際には、男性は仕事を、女性は仕事か家庭生活のどちらかを優先させている状況です。
- 性別による格差是正のための意識啓発や、男女がともに自分らしく働き続けられるよう、個人のライフステージやニーズに応える就労環境づくりへの取り組みを進めます。

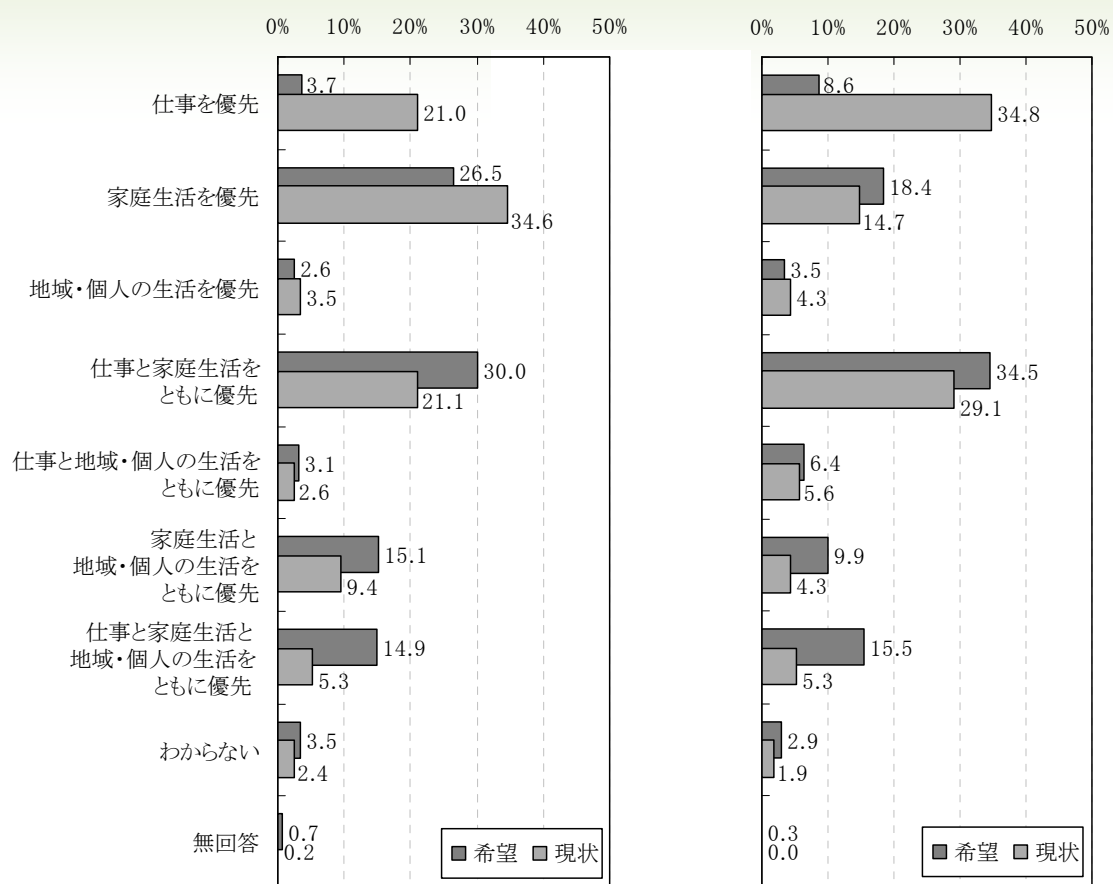
【男女が働きやすい職場をつくるために重要なこと(上位5項目)】



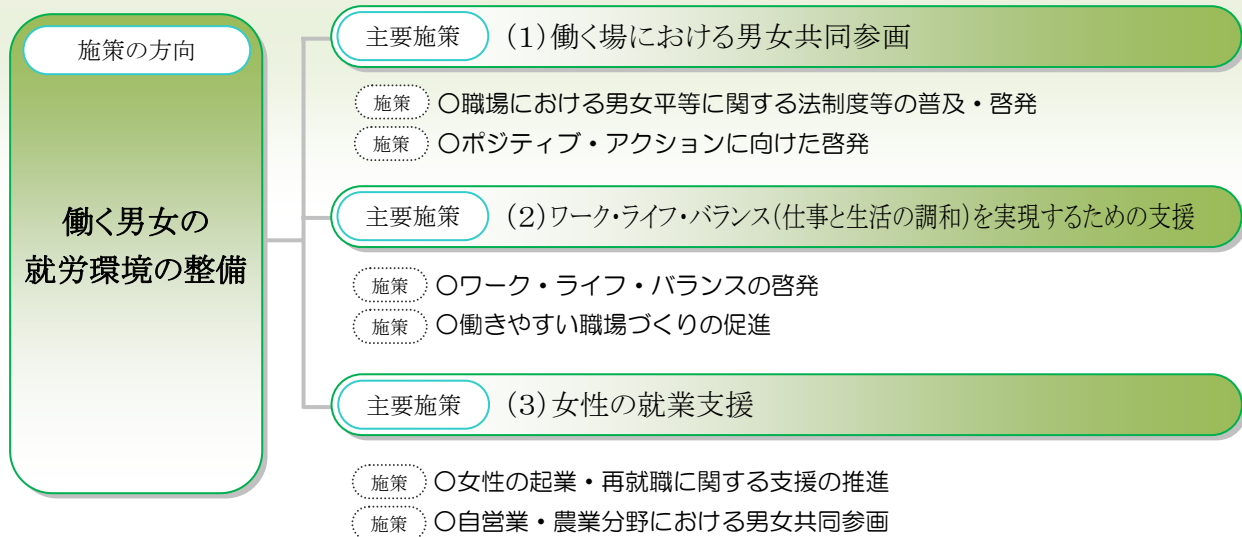
(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)

【家庭生活と社会生活の両立(女性 n=544)】

【家庭生活と社会生活の両立(男性 n=374)】



(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
「仕事と家庭生活をともに優先 している（両立）」人の割合	[女性] 21.1%	25.0%	30.0%
	[男性] 29.1%	32.0%	35.0%

* 現状値は、男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 21 年度）による。

(1) 働く場における男女共同参画

個人の能力を十分に発揮できるよう、また、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、企業・事業所などに働きかけます。

施 策				
職場における男女平等に関する法制度等の普及・啓発				
雇用や待遇など、職場における男女平等に関する法制度等の普及・啓発を行います。				
主要事業	72	男女雇用機会均等法・労働基準法等についての広報及びセミナーの開催	企画政策室 生活コミュニティ課	継続
	73	事業所に対する男女平等の啓発	企画政策室 産業活性化室	継続
ポジティブ・アクションに向けた啓発				
企業や事業所などに対して、ポジティブ・アクション※ ¹³ に向けた啓発を行います。				
主要事業	74	関連法の周知・啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	新規
	75	ポジティブ・アクションの啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	新規
	76	商工会等との連携	企画政策室 産業活性化室	新規

¹³ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するための支援

男女がともに仕事と家庭生活、地域生活等とのバランスをとり、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて市民・事業所に支援や啓発を行います。

施 策				
ワーク・ライフ・バランスの啓発				
ワーク・ライフ・バランスの普及のための啓発活動を実施します。				
主要事業	77	ワーク・ライフ・バランスの啓発及びセミナーの開催	企画政策室 生活コミュニティ課 産業活性化室 子育て支援課	新規
	78	ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認定・公表	産業活性化室 子育て支援課	新規
働きやすい職場づくりの促進				
職場におけるワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、働きやすい職場環境づくりのための啓発を行います。				
主要事業	79	育児・介護休業制度の普及啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	継続
	80	多様な就労形態の普及啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	継続

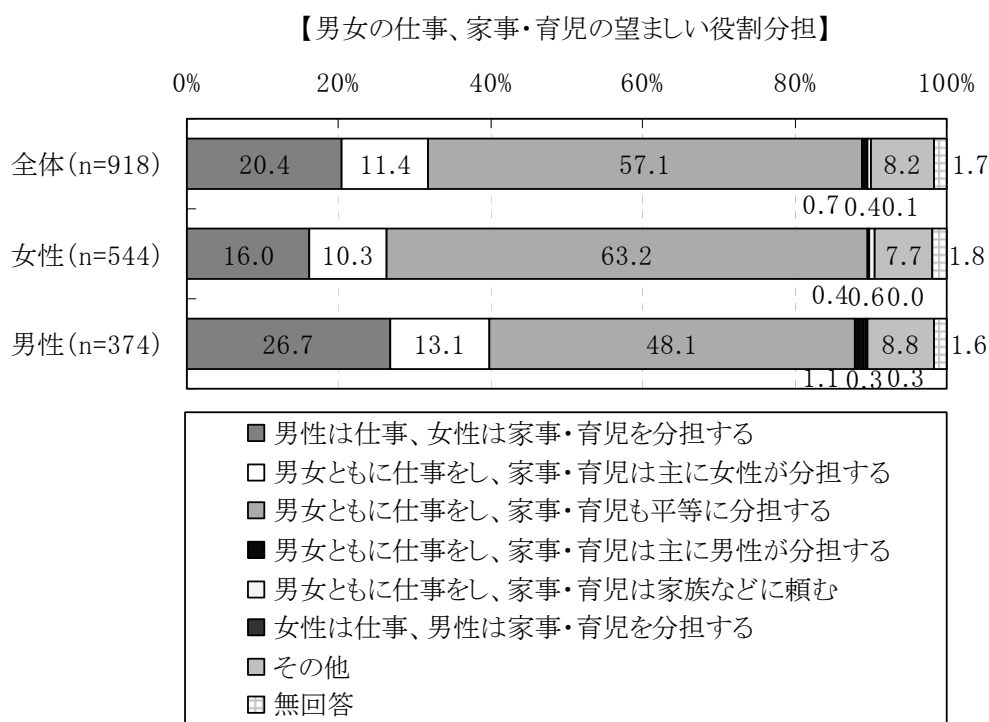
(3) 女性の就業支援

女性の能力と意欲を生かすため、起業や再就職をめざす女性の支援を行うとともに、自営業や農業分野において男女がともに快適に働くための支援を行います。

施 策				
女性の起業・再就職に関する支援の推進				
起業や再就職等を希望する女性に対して、情報提供や相談体制の充実などを推進します。				
主要事業	81	女性のための労働関連セミナーの開催	生活コミュニティ課	継続
	82	雇用・労働に関する情報・相談体制の充実	企画政策室 生活コミュニティ課	充実
	83	女性の起業に対する育成・支援のための情報提供	生活コミュニティ課	継続
自営業・農業分野における男女共同参画				
自営業や農業分野において、女性の参画を促進するとともに、就労環境の改善に向けた啓発を行います。				
主要事業	84	自営業等で働く女性の就労環境の改善に向けた啓発	産業活性化室	継続
	85	農業にたずさわる女性への支援	産業活性化室	新規

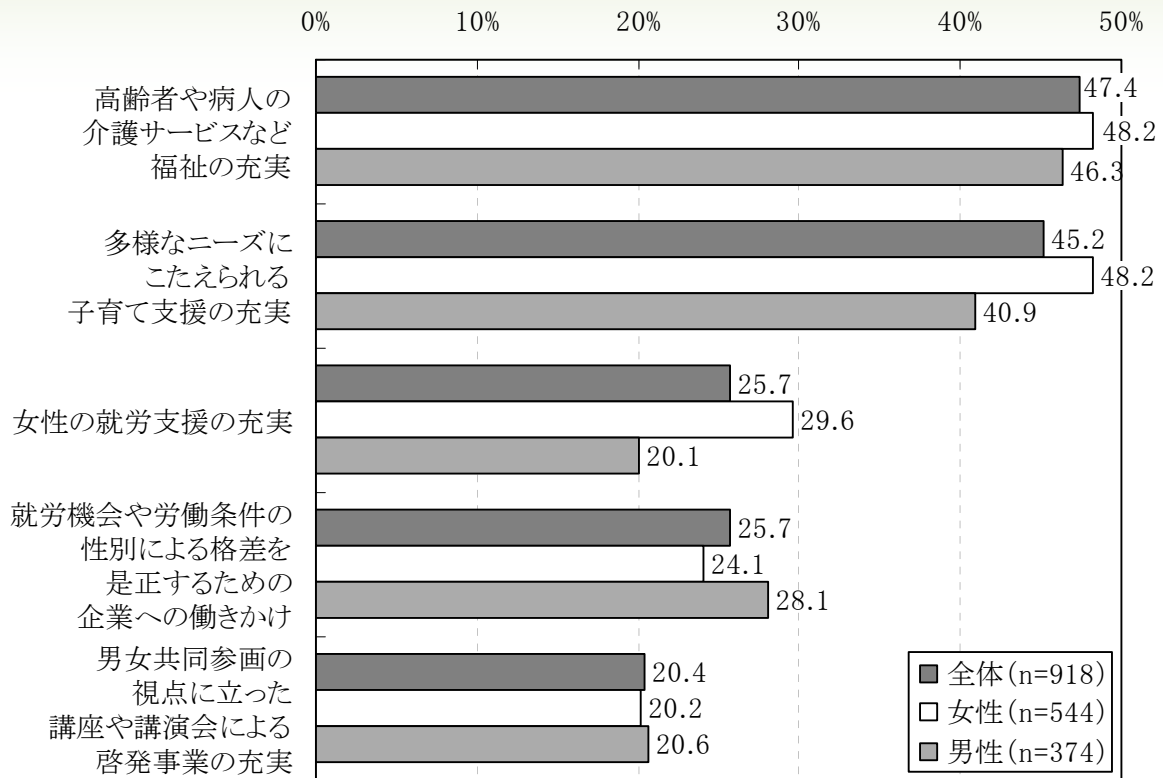
2 仕事と家庭生活の両立支援

- 急速に進む少子高齢化に対応するため、性別や年齢などにとらわれない男女共同参画社会の実現と、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが求められています。
- 女性の社会進出が進むなか、家事・育児・介護等は女性が行うものであるという固定的な性別役割分担意識は依然として残っています。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【男女の仕事、家事・育児の望ましい役割分担】について、男女とも「男女ともに仕事をし、家事・育児も平等に分担する」がもっとも多くなっているものの、女性が6割を超えているのに対し、男性は半数以下に留まっています。また、【男女共同参画のために市に推進してもらいたいこと】については、「高齢者や病人の介護サービスなど福祉の充実」がもっとも多く、次いで「多様なニーズにこたえられる子育て支援の充実」となっています。
- 子育て家庭への積極的な支援や高齢者・介護の問題を解決することは、昭島市の男女共同参画を推進するための課題解決にもつながると考えられます。
- 男女がともに家事・育児・介護等に参画できるよう意識啓発を図るとともに、多様化する子育て及び高齢者等の自立や介護ニーズに対応できるさまざまなサービスの提供に努めます。

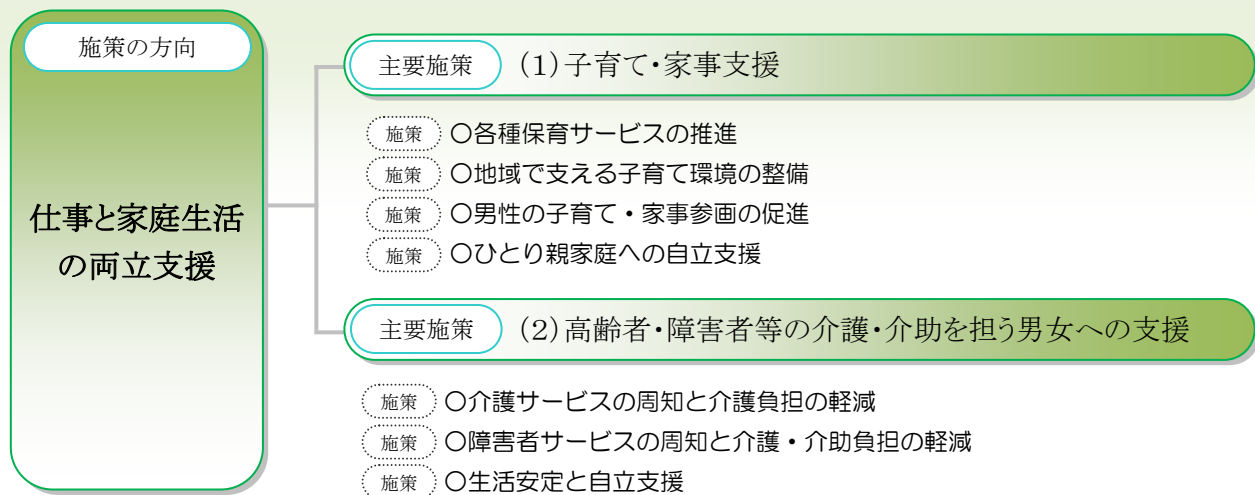


(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)

【男女共同参画のために市に推進してもらいたいこと(上位5項目)】



(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
保育園の定員数	2,467 人 ^{*1}	2,530 人	2,600 人
学童クラブの定員数	940 人 ^{*2}	1,050 人	1,070 人

* 1 現状値は、子育て支援課（平成 22 年 4 月 1 日現在）による。

* 2 現状値は、子ども育成課（平成 22 年 4 月 1 日現在）による。

(1) 子育て・家事支援

男女がともに子育てや家事等を担えるよう、さまざまなニーズに応じた保育サービスや地域における子育て支援を充実するとともに、男性の子育て・家事への参画を促す啓発を行います。

また、ひとり親家庭の自立支援のための支援にも努めます。

施 策				
各種保育サービスの推進				
待機児童の解消を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応できるよう、各種保育サービスを提供します。				
主要事業	86	各種保育サービスの推進	子育て支援課 子ども育成課	充実
	87	学童保育の充実	子ども育成課	充実
地域で支える子育て環境の整備				
地域で子育てを支えるため、地域における子育て環境の充実に努めます。				
主要事業	88	子ども家庭支援センター事業の推進	子ども育成課	新規
	89	ファミリーサポートセンター※ ¹⁴ 事業の充実	子ども育成課	継続
	90	子育てグループやサークルの育成	子ども育成課	継続
	91	児童センター等の施設の充実	子ども育成課	新規
	92	子育てに関する情報提供及び講座等の実施	関係各課	継続
	93	市の事業における保育室の設置	関係各課	継続
	94	子育てに関する相談体制の充実	健康課 子ども育成課	継続
男性の子育て・家事参画の促進				
男性の子育て・家事への参画を促進するため、学習機会の提供や啓発活動を行います。				
主要事業	95	男性が参加しやすい子育て講座・親学級等の推進	健康課	継続
	96	父子等で利用しやすい施設の整備	管理課 社会教育課 市民会館・公民館	継続
	97	男性の家事参加促進のための啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	新規
ひとり親家庭への自立支援				
ひとり親家庭の生活の安定に向け、関係機関と連携した支援体制を整備します。				
主要事業	98	ひとり親家庭に対する支援体制の整備	子育て支援課	継続
	99	関係機関との連携	子育て支援課	継続

¹⁴ファミリーサポートセンター

地域において、子どもを預けたいもの（利用会員）と子どもを預かるもの（協力会員）がグループをつくり、利用会員の必要に応じて、協力会員が保育サービスを提供する組織をいいます。

(2) 高齢者・障害者等の介護・介助を担う男女への支援

高齢者・障害者等の介護・介助を必要とする人やその家族が、仕事や家庭生活、地域活動などを両立することができるよう、関連計画に基づき支援を行います。

施 策				
介護サービスの周知と介護負担の軽減				
介護が必要な高齢者とその家族が地域で安心して生活できるよう、関連計画に基づいたサービスの提供を充実します。				
主 要 事 業	100	昭島市介護保険事業計画の推進	介護福祉課	新規
	101	男性の介護参加の啓発及び講座の実施	介護福祉課	継続
	102	関係機関との連携	関係各課	継続
障害者サービスの周知と介護・介助負担の軽減				
介護・介助が必要な障害者とその家族が地域で安心して生活できるよう、関連計画に基づいたサービスの提供を充実します。				
主 要 事 業	103	昭島市障害者福祉計画の推進	障害福祉課	新規
	104	関係機関との連携	関係各課	継続
生活安定と自立支援				
高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、相談体制や社会参加への支援を充実します。				
主 要 事 業	105	高齢者・障害者等の相談体制の充実	関係各課	継続
	106	高齢者・障害者等の雇用に関する情報提供	生活コミュニティ課	継続